

# 環境政策における分配的公正—クリントン政権期を中心に<sup>i</sup>

Environmental Policy and Distributive Justice:  
Policy Development during the Clinton Administration

原 口 弥 生

## 抄録

本稿では、1990年代よりみられた環境政策に分配的公正という観点を組み込もうとする動きについて、クリントン政権期を中心に考察する。環境問題の被害者や当事者である住民自身が、環境をめぐる社会的公正の問題を重要な争点として社会に提示し、その不公正の是正をもとめて活動する環境正義 (environmental justice) 運動は、政策上においても新しい展開を生みだした。アメリカにおいて注目すべき動きは、「環境負荷の不平等な配分」という問題の存在を連邦政府が認め、さらにその是正のためのルール作りを実際に進めているという点である。産業施設の立地審査に公民権という視点を公式に組み込むための環境正義に関する政策決定過程を確認し、その意義と課題について明らかにした。

## 1. はじめに一環境と社会的公正

近年、地球環境問題に注目が集まるなか、環境と社会的公正をめぐる議論が進んでいる。Dobson が指摘するように、国際、国内を問わず環境問題への対策が進められる過程において、既存の経済格差あるいは環境格差が強化される可能性もあり、環境問題の解決と社会的公正の実現という二つの社会的目標の関係性は慎重に考察されなければならない (Dobson, 1999)。

しかし環境面での不公正という問題は、決して新しい問題ではない。池田寛二が鋭く指摘したように、日本の環境社会学における諸理論や議論の底流にも、環境的不公正という

問題意識は間違いなく存在していた (池田, 2005)。その意味では、学問的問題意識という領域を超え、環境問題の被害者や当事者である住民自身が、環境をめぐる社会的公正の問題を重要な争点として社会に提示し、その不公正の是正をもとめて活動する環境正義 (environmental justice) 運動は、新しい展開を示している。このような動きは1980年代にアメリカで始まり、現在ではそれぞれの国や地域の文脈に即した形で世界的に広がっている<sup>ii</sup> (Agyeman, 2002; 具, 1996=2001)。アメリカを中心とする草の根環境運動が、人種や階層間でみられる環境負荷の不平等な地理的分布を告発し、従来の環境運動とは異なるアイデンティティをもつ環境正義運動を

i 本稿は、原口弥生、2003『環境正義をめぐる政治過程と地域社会—アメリカ南部を事例として』(博士論文、東京都立大学)の第4章をベースとして、2000年以降に出された重要判例やブッシュ政権期の動向を踏まえ、大幅に加筆・修正したものである。

ii たとえば、公民権運動の伝統のないイギリスでは、「環境正義」に関して「永続可能性」(sustainability)がキーワードとして入るなど、イギリス特有の再構築が見られ、その広がりには政策まで及んでいる (Agyeman 2002)。

展開してきたことも、環境と社会的公正を結びつける議論の展開に貢献してきた (Bullard, [1990] 1994)。

さまざまな論点を含み得る環境と社会的公正という問題は、広く認識されてはいるが、社会的公正という観点を実際の環境政策に本格的に組み入れるということは、科学的知見をもとに策定される環境政策の「常識」からすると大きな方針転換を意味する。公害問題で言うと、産業施設や汚染物質を中心とした規制が行われるのが常であり、画一的な環境基準によって汚染物質の排出規制を行うという点で、事業者に対する公平性は担保されてきた。一方で、これらの汚染源を受け入れる地域の社会経済状況や既存の累積的汚染が考慮されることはない。

アメリカにおいて注目すべき動きは、環境問題の被害者や当事者からの問題提起により、「環境負荷の不平等な配分」という問題の存在を連邦政府が認め、さらにその是正のためのルール作りを実際に進めているという点である。環境正義運動は決して環境汚染や環境リスクの分配的公正のみを問題としているわけではないが、この点が主張の中核をなすことは間違いない。

本稿では、1990年代よりみられた環境政策に分配的公正という観点を組み込もうとする動きについて、クリントン政権期を中心に考察する。そのため、本稿で単に環境正義と記す場合には、とくに分配的公正について議論していることを意味する。繰り返すが、環境正義運動が問題にしたのは分配的公正だけではなく、手続き的公正やコミュニティのエンパワメントといった多様な論点を提起し、それに連邦政府も部分的には対応を示してきた。とは言うものの、分配的公正の問題に環境政策としてどのように対処するのかは環境正義をめぐる基幹的政策として位置づけ

られていることから、本稿ではこの政策的展開の可能性と課題について検討することとする。ブッシュ政権期 (2001-2009) における環境政策の後退は、惨憺たるものであったが、2009年1月に就任したバラク・オバマ大統領には環境政策全般の前進が期待されており、とくに環境正義政策がふたたび進展する可能性も少なくない。このような状況もにらみながら、本稿では、クリントン政権における環境正義をめぐる政策的議論について整理し、課題について指摘することとしたい。

## 2. 環境正義規範の政策的位置づけ

### 2-1. 大統領令の発令<sup>iii</sup>

1990年以前、米連邦環境保護庁 (EPA) を含めてどの連邦省庁においても、特定の環境問題が「環境正義」というアプローチから取り上げられることはなかった。ブッシュ政権 (1989-1993) では、EPA は環境正義問題を取り上げつつも、慎重な姿勢をとりつづけた。

しかし民主党を支持基盤とするクリントン大統領は、政権発足時から政権1期目においては、この問題に取り組む姿勢を見せた。環境派とされるアル・ゴア氏を副大統領にむかえ、政権発足時に設けられる「政権移行チーム」のなかには、ロバート・ブラード (現アトランタ・クラーク大学教授) とベンジャミン・チェイビスという環境正義運動を率いてきた研究者や活動家が選任された。EPA 長官として任命されたキャロル・ブラウナー長官も、就任演説の際に EPA の重要なミッションの一つとして「環境正義」に触れるなど、この問題への認識を示している (Gaylord and Bell, 2001: 36)。

クリントン大統領は予定より1ヶ月遅れな

iii 大統領令までの経緯については原口 (1997) を参照のこと。

がらも、1994年2月11日、「マイノリティ住民および低所得者の環境正義に対処するための連邦政府の行動」大統領令(12898号)<sup>iv</sup>に署名する。大統領令の発令は、先に述べた政権移行チームが1992年12月に提案した施策なかの一つであった。大統領令には、

「実行可能な限り、また法の許す範囲において、・・・各連邦省庁は、合衆国とその領土・・・における、マイノリティや低所得層に関して、そのプログラム、政策、活動によって発生する不平等に重大な、また不利な人体や環境面への影響について特定し、それらに適切に対処することによって、使命の一部として環境正義を達成しなければならない。」

と定められている。この「環境正義に関する大統領令」により、全ての連邦省庁は、それぞれが行う政策などによって人種的マイノリティの環境に不平等な影響を与えてはならないこととなった。

クリントン政権下、もっとも重要なステップとなったのは、「環境正義に関する大統領令」であるが、これを主軸として連邦レベルでいくつかの政策が実施された。主要なものを挙げると、まずは新しい領域の環境政策を進めるための組織再編として、環境的衡平課(のちの環境正義課)および公民権課の強化、全米環境正義諮問委員会(NEJAC)の設立、EPA各地方局への環境正義コーディネータの配置などが挙げられる。ほかには、人種的マイノリティ向けの環境教育プログラムとして、住民団体が環境問題を解決する際に必要になる、ときに難関で高度な科学的議論の理解を助けるための「技術的支援補助金」(TAG)

の制度を設けている。

## 2-2. 諸政策への周知的浸透

上記のようなEPA内部における組織の再編や、人種的マイノリティへの直接支援という自己完結的な政策だけではなく、他の利害関係者にも影響を与えるような政策も打ち出されている。

### ①都市部の屋内での鉛問題

ブッシュ政権期に、『環境的衡平—すべてのコミュニティのリスク低減』(Environmental Equity: Reducing Risk in All Communities)という環境正義に関するEPA初の報告書が発表された。この報告書では、運動側がもっとも懸念していた有害廃棄物処分場の立地については、ほぼ無視されており、子供の鉛汚染のみ、人種間格差が存在することが認められていた。古い住宅に使用されている鉛を含んだペンキによって、多くの子供たちが鉛汚染の影響を受けていることは以前より知られていたが、対策は進んでいなかった。この報告書の結果をうけて、連邦議会は1992年に、家屋内の鉛汚染調査と低所得住宅の鉛対策のために、375百万ドルの予算をみとめ(Ringquist, 2000)、人種的マイノリティや貧困層の子供たちが特に影響を受ける屋内での鉛汚染対策として、「住居用含鉛ペンキ危険削減法」が制定された。さらに、1996年12月5日には、規制が始まる1978年以前に建設された住宅の売買時に鉛ペンキの危険性について知る権利が、戸建住宅にまで拡張されている<sup>v</sup>。

### ②交通政策

交通関係においても、「環境正義」の実現が政策課題として1990年代以降、盛り込まれるようになった。1991年に「インターモー

iv Executive Order 12,898, "Federal Actions To Address Environmental Justice in Minority Populations and Low-Income Populations." 1994年2月11日にクリントン大統領が署名。

v EPA ホームページを参照 (<http://www.epa.gov/lead/>)。

ダル陸上交通効率化法」(Intermodal Surface Transportation and Efficiency Act) が制定され、1990年「大気浄化法」と整合性のある交通政策が目指されるようになり、公共交通への約310億ドルの資金提供とともに、高速道路中心だった交通政策の転換が図られた(Vig and Kraft, 2000: 394)。1998年6月に制定した「21世紀交通衡平法」(Transportation Equity Act for the 21st Century) では、交通計画への「結果重視アプローチ」が要求される「公民権法」第6編を根拠とするequity(衡平)条項が確認され、都心部の低所得者層に対するアクセスの提供が交通政策の目標の一

つに掲げられた(加藤, 2006: 237)。

交通政策の例にみられるように、1994年の「環境正義に関する大統領令」以降、さまざまな社会政策分野において、人種的マイノリティの生活環境の改善を目指す環境正義についての観点が徐々に導入されつつある。しかし、これらはあくまでも連邦各省庁が実施する政策において周辺的に位置づけられているにすぎない。アメリカで構築されてきた環境正義の問題は、有害廃棄物処分場や汚染物質の「人種間の不平等な配分」を争点として問題化してきたために、迷惑施設や汚染型の産業施設の立地をめぐる人種間の不平等をい

表1 環境正義政策に関する年表

1964 公民権法 第6編が議会を通過。	1997.7 ルイジアナ州セント・ジェームス郡の住民が、塩化ビニル工場建設をめぐる行政不服申し立て。
1973 EPAは、司法省との調整のもと、最終的な第6編の規則を発表する。	1997.8 EPA 公民権課は、セント・ジェームスの事例を「テストケース」とすることを決定。
1982 ノースカロライナ州ウォレン郡にて、有害廃棄物処分場をめぐる大規模な抗議運動が発生。	1998.1.30 EPA 公民権課は、「テストケース」について人口統計情報(案)を発表。
1983 連邦会計院(GAO)が、米南東部の有害廃棄物処分場の立地について調査、人種間格差を示唆。	1998.2.5 EPAは、公民権第6編に基づく行政不服申し立てを審査するための「暫定ガイダンス」を発表。
1984 EPAは、公民権法第6編規則の改訂を発表し、人種、皮膚の色、出身国、障害者と性別による差別を禁じる。	1998.3.12 「暫定ガイダンス」発表後、批判を受けたEPAは、「第6編実施諮問委員会」を組織化。
1992.7 EPAは、独自の報告書『環境的衡平』を発表。	1998.5 ミシガン州のセレクト・スチール社に対する差止め申立てが出される。
1993.1 EPA長官に、キャロル・ブラウナー氏が就任。環境正義問題を、EPAの最重要事項として宣言する。	1998.6 連邦最高裁は、ペンシルバニア州チェスター住民がEPAの第6編のもと、差別的な影響にたいして州環境保護局を訴えることができるという判断を下す。
1993 ミシシッピ州の産業廃棄物焼却施設をめぐる、公民権法第6編に基づく異議申立てが初めて申請される。	1998.9 「テストケース」の対象となったシンテック社が工場予定地の変更を発表。
1994.2.11 クリントン大統領が大統領令「マイノリティと低所得者の環境正義に対処するための連邦政府の行動」(12,898号)を発令する。同時に大統領令に付帯した覚書で、第6編の活用が指示されていた。	1998.10 EPA、ミシガン州のセレクト・スチール社をめぐる申立てを却下。
1994.7.14 リノ司法長官は、連邦各省庁の長官に公民権法第6編の行政手続きについての覚書を通達する。	1999.4 「第6編実施諮問委員会」は、会議の結果をまとめた報告書を提出。
1996.6 連邦公民権委員会が、連邦政府における公民権法第6編の活用に関する報告書を発表。	2000.6.16 EPAは、「改訂ガイダンス(案)」を発表。
1996.12 EPAは、「公民権法第6編に関する特別調査班」を設置。	2001 最高裁判所がAlexander v. Sandovalの係争において、「公民権法」(1964)第6編のもとでは、私人に「差別的効果」を訴える権利は私人には付与されていないという判決を下す。

かに是正していくか、が主要な政策課題とされた。

### 3. 環境政策における分配的公正

#### 3-1. 政策の制度的基盤：大統領令（1994）と公民権法（1964）

EPA が環境正義の実現のための政策として注目したのは、工場や廃棄物処分場など各種施設の建設・操業に関する許認可プログラムである。アメリカでは、産業施設の操業・増設に際しては、自治体や州政府、連邦政府から発行される、大気汚染、水質汚染、廃棄物処理、湿地帯の環境改変などさまざまな「許認可」(permit) を必要とする。これに環境正義という観点の統合を試みようとした。

具体的には、①州政府が発行する許認可にたいして、当該施設の近隣住民が環境正義を根拠として異議を唱える場合、住民に許認可発行を差し止めるための行政不服申立て権を認める、②計画された産業施設の立地や操業が、人種的マイノリティや低所得者層に不平等な環境負荷をもたらしていないことの確認を許認可審査の際の判断材料の一つとする、という内容である。

EPA にとっては、環境正義に関する立法措置により上記のような政策をとることが一番望ましいが、1992年に、当時民主党の副大統領候補であったアル・ゴア氏（テネシー選出）らが「環境正義法案」(Environmental Justice Act of 1992) を下院議院に提出して以降、約15年にわたって、環境正義関連の法案は提出され続けているが、いずれも制定に

は至っていない<sup>vi</sup>。

新たな立法が困難と予想されるなか、環境正義の中心的政策は1994年の「大統領令」と1964年の「公民権法」(Civil Rights Act) を組み合わせることによって進められた。これまで環境問題とは縁の薄かった「公民権法」が環境正義政策の主軸として解釈され、「公民権法」にとっても新たな局面を迎えていることとなる。

まず「環境正義に関する大統領令」(1994) であるが、これは大統領による行政命令であるため連邦政府の各省庁が行なう活動やプログラムには適用されるものの、この大統領令のみで州や産業界などに対して新たな義務を課すことも、規制をかけることもできない。しかしこの大統領令には、覚書が付帯されていた。そこでは連邦省庁に向けて、「公民権法」(1964) の第6編 (Title VI) を環境正義政策のツールとして活用するように、との指示が含まれていた。

1964年の「公民権法」第6編では、よく知られているように「合衆国のいかなる個人も、人種、皮膚の色、出身国によって、連邦政府から財政的補助をうけるプログラムや活動において、参加を排除され、利益を受けることを否定され、あるいは差別をうけることを禁ずる」(下線は筆者による) と定められている。連邦政府から財政的補助を受ける州や地方自治体、大学などが、「公民権法」第6編の対象となる<sup>vii</sup>。この「公民権法」第6編 (Section 602) は、意図的な差別を禁じているだけでなく、表面的にはニュートラルな政策であっても、結果的に差別的な影響が生じる場合、いわゆる「差別的効果」(disparate

vi 最近でも第110回議会に Rep. Hilda Solis (D-CA) により「環境正義法案」(2007.2.15) が提案されるなどの動きはある。

vii この場合、州や郡だけでなく、アメリカ先住民の部族 (Indian Tribe) なども対象となる。しかし、先住民族の場合、連邦政府からの財政補助の権限を与えている法律の条項が、部族の利益のみに関する場合は、第6編は適用されない (40 C.F.R. § 7.25 (1996))。

impact) も禁じている点は重要である<sup>viii</sup>。では、「差別的効果」が生じていると判断された場合、どうなるのか。その場合は、矯正措置として連邦政府からの当該機関への補助金がカットされることになり、たとえば補助金なしでは業務運営に大きな支障がでる各州の環境省などにとっては死活問題となる。

### 3-2. 産業立地にたいする公民権法の介入

さて、環境保護庁の公民権課 (Office of Civil Rights) にたいする人種差別に関する申立てと言え、従来、公共的な上水道や下水道システムへのアクセスが整備されていないこと、そして差別的な雇用に関するものであった<sup>ix</sup>。

産業施設の立地に関して、人種差別を理由とした行政不服申立てが最初に EPA 公民権課に提出されたのは、1993 年のことである。ミシシッピ州に建設予定された有害物質を含む産業廃棄物の焼却施設と最終処分場の設置に反対した近隣住民が、EPA 公民権課に「公民権法第 6 編に基づく行政不服申立て」(Title VI Administrative Complaints of Civil Rights Act) を行った。これが初のケースとなり、以降、おもに化学工場や低レベル放射性廃棄物の処分場、焼却施設など多岐にわたる汚染施設の立地や操業をめぐる、各州・自治体から出される許認可発行を差し止めるために、EPA 公民権課に対しての申立てが行なわれた。

### 3-3. 「テストケース」の決定

1996 年 10 月までに、EPA の公民権課には全米から約 30 件の行政不服申立てが提出されていた。しかし EPA は、その多くを書類手続きの不備を理由に申立て受理を拒否し、受理された申立て、すなわち「審査中」とされた案件についても実質的には審査は進んでいなかった。このような状況に不満を募らせた各地の環境正義運動のグループは、ブラウナー EPA 長官にたいして、「公民権法第 6 編に基づく不服申立て」についての審理の遅延は違法であると訴え、審理のスピードアップを求める書簡を送った。当時、「審査中」の状態にあったケースは 20 件であったが、そのうち 16 件を申し立てていた住民組織がこの抗議に参加することとなった<sup>x</sup>。

この手紙に対する応答として、EPA のブラウナー長官とフレッド・ハンセン副長官は、1996 年 12 月に「公民権法第 6 編に関する特別調査班」を設置した。この特別調査班が、環境正義という観点から各事例を検討する際に考慮に入れたのは、

- (1) 許認可申請の対象となる施設の周辺住民の人種構成、
- (2) 許認可申請の対象となる施設と同様な環境影響をもつ類似施設が当該地域内に存在するか否か、
- (3) 行政不服申し立てを行っている低階層の人種的マイノリティ・コミュニティと州内の他地域の間、(環境影響という点で) 統計的な差異が認められるか、

viii ただし、その差別的影響が正当化され、かつ他に差別的影響を生じない代替案が存在しないことを証明できる場合は除かれる。

ix ルイジアナ州ニューオーリンズ市内のチュレーン大学での EPA 公民権課課長のアン・グード氏 (Ann Goode) のスピーチより (2000 年 3 月 18 日)。

x サンフランシスコに拠点がある、Center on Race, Poverty, & the Environment, California Rural Legal Assistance Foundation の Luke Cole 氏が、環境正義の支援団体および住民団体にあてた文書より (1998 年 4 月 13 日付け)。

xi *State Environmental Monitor-October 6, 1997, p4* を参照。

という点である<sup>xi</sup>。これら3点の検討により何を明らかにしようとしているかという(1)当該事例が人種的マイノリティ地域の問題と言えるかどうか、(2)「公民権法第6編に基づく不服申立て」の対象となっている施設に許認可を発行することにより、当該地域の住民に環境面で不平等な影響をもたらすと判断できるか否か、(3)同一州内という比較的、社会経済状況に近い地域との比較からみた当該地域の環境は、公正であると言えるか否か、ということになる。

だが、これらの検討は、一見するだけで容易に結論を導くことができないことは明白であった。「人種的マイノリティ地域」という定義についても地理的範囲によって、当該地域内の人種的マイノリティ人口の割合は変わってくる。またどの程度の有色人種の割合でもって「人種的マイノリティ地域」と定義するのか、それは全米平均、各州の平均、郡の平均を基準とするのか、画一的な定義を全事例に適用してよいか、など政策レベルにおいて救済対象とすべきコミュニティの特定でさえ容易ではなかった。

当初は、1997年2月末までに、審査結果が保留とされていた6事例を対象として、これら3点について集中的に分析・検討するなかで具体的な政策を立案することが目標とされた。しかし期間が終わってみれば、特別調査班による検討のなかでいずれの事例についても具体的な決定が下されることはなかった。

そうしたなか、当時、ルイジアナ州で問題となっていた塩化ビニル製造工場の計画に関連して、住民組織や環境団体などから新たに「公民権法第6編に基づく行政不服申立て」が提出された。これは、日系企業のシンテック社（信越化学工業の100%米子会社）による計画であったが、この事例もEPAの「公民権法第6編に関する特別調査班」の検討事例に追加され、結果的にはこの事例がもっともEPAの関心を集めることとなった。EPA

は、シンテック社のルイジアナ州への進出計画を環境正義問題の政策立案のための「テストケース」とすることを1997年8月に決定する。

### 3-4. シンテック社の工場進出をめぐる論争

1996年夏、テキサス州に塩化ビニル工場をもつシンテック社が、ルイジアナ州に米国第二工場の建設予定を発表した。この工場進出計画は、塩化ビニルの一貫製造工場、ルイジアナ州内では久々の大型新規案件であった。

工場予定地域とされたルイジアナ州のセント・ジェームス郡コンベントは、州都バトンルーージュからミシシッピ河の河口都市として栄えたニューオーリンズまで続く工業地帯のほぼ真ん中に位置する。

セント・ジェームス郡には、石油化学を中心とする大規模な産業施設が1960年前後から立地し始めた。現在では、モティーバ・エンタープライズ社（ロイヤル・ダッチ・シェル社とサウジ・アラモコ社が折半で出資）の石油精製工場、シェブロン・ケミカル社、オキシデンタル社、ラ・ロシュ・ケミカル社の化学工場、IMC アグリコ社の肥料工場（2工場）、カイザー・アルミナム社の鉄鋼工場など多国籍企業を含む大規模な工場施設が、サトウキビ畑が広がる農村地帯に居並んでいる。

しかし工場地帯とは言うものの、この地域の産業化はセント・ジェームス郡に都市化はもたらさなかった。セント・ジェームス郡の人口は約2万人であるが、このうち都市人口は約35%でしかない。また、工場予定地の周辺に住むアフリカ系住民の割合は高く、1マイルに限ると95%がアフリカ系住民である。

シンテック社の塩化ビニル工場の進出計画を知った住民からは、進出反対の声があがり大きな反対運動へと発展していった。1997年7月16日に地元大学のロースクール<sup>xii</sup>が反対派の住民団体や支援団体を代表して「公

民権法第6編に基づく行政不服申立て」を提起し、これを翌月の8月8日、EPA 公民権課が受理した。この申立てでは、「ルイジアナ州政府が、シンテック社の塩化ビニル製造工場の操業に必要な大気汚染許可 (air permit) を発行することは、セント・ジェームス郡のアフリカ系アメリカ人を差別することにつながる」と主張された。つまり、シンテック社の工場予定地であるコンベント地区周辺は、郡内で工場施設がもっとも集中している地域であり、ここに新たに塩化ビニル工場の操業を許可することは、この地域のアフリカ系アメリカ人にたいして、さらなる環境負荷を強いることになり、結果として環境面での「差別的効果」を生じさせるという主張であった。

### 3-5. EPA による「差別的効果」の検証

1997年8月に、この事例がEPAが環境正義政策を策定するための「テストケース」とされ、1998年1月30日にはEPA 公民権課から、反対派の住民組織から提出された行政不服申立ての主張に対する初の分析となる、「人口統計情報(案)」(Draft Demographic Information)が発表された。「シンテック社の進出予定地域では、既存の産業施設の操業により、すでにアフリカ系アメリカ人が有害な差別的効果の影響を受けている」という住民組織の主張が妥当であるか否かを判断するためのデータベースが構築され、統計処理が実施された。

人口データは、1990年の国勢調査、工場施設からの汚染物質排出に関してはEPAが所有する「汚染物質排出移動目録」(TRI)データと、ルイジアナ汚染物質排出データ目録(Louisiana Toxic Emissions Data Inventory)が用いられた。これらのデータを用いて、ア

フリカ系アメリカ人と非フリカ系アメリカ人とのあいだに、TRIの報告義務のある施設、つまり環境汚染施設の周辺に居住する確率の点で有意な差が確認されるか否か、を判断するための基礎情報が提供された。

具体的には、セント・ジェームス郡内の操業中の環境汚染を伴う施設(TRI施設)とその周辺人口の人種比率が、施設から1マイル、2マイル、4マイルの範囲でそれぞれ分析されていた。同じ人口統計は、ルイジアナ州全体とミシシッピ河沿いの工業地帯でも実施された。また、複数の産業施設が近隣に立地している場合には汚染の累積的影響が問題となるため、汚染施設の数も考慮に入れた分析も行われた。

この結果をみると、セント・ジェームス郡全体では、化学工場施設から4マイル内にアフリカ系アメリカ人が住む確率は、白人と比べ7%高いだけであった。しかし、シンテック工場予定地にかぎってみると、1マイル周辺に住むアフリカ系住民の割合は、セント・ジェームス郡内のほかの地域に比べ、400%以上も高く、4マイル周辺まで範囲を広げると525%、非アフリカ系住民より高いことを示した。EPAは、1月30日の書簡の中で「不平等な影響を決定する上で、統計を用いることは適当であることには間違いないが、公民権法第6編が狙いとする不平等な影響の決定要因ではない」とした。アフリカ系住民の環境負荷という客観的なデータは集めるが、EPAは「中間報告」であることを強調し、具体的な結論は導いていない<sup>xiii</sup>。

この後、同年4月には、関係者からのコメントを反映させた「改訂人口統計情報(案)」(Draft Revised Demographic Information)も公表されている。このなかでEPA 公民権課は、「相対的環境負荷分析」(the Relative

xii 正式には Tulane University Law School 付属の Tulane Environmental Law Clinic。

xiii *Inside EPA*, "EPA Data Suggests Disparate Racial Impact at Controversial Louisiana Site," February 13, 1998 p. 9.



Burden Analysis) すなわち、ある特定の人口集団と他の集団間で、大気汚染による環境負荷の平均値の比較分析を試みている。また、以前から環境正義とは関係なく EPA が関心を寄せており、分析枠組みが検討されていた「累積的暴露」(cumulative exposure) という観点からも分析が進められた (Cumulative Outdoor Air Toxic Concentration Modeling Methodology: COATCMM)。

EPA 公民権課の任務は、まず人種や国籍をもとにした特定の人口集団が、環境影響の点で実質的な差異を経験しているか否かを特定し、その上で、その人口集団が経験している影響が憂慮に値する程度であるか否かを決定することであった。特定された不均衡が「実質的」(substantial) であるかどうかや、不平等な影響が「憂慮に値する」ものかどうかは、政策的な課題ではあるが、不均衡を特定し、影響を測定するための方法やツールに関しては、性質上、高度に科学的であるために、EPA 公民権課は、ピア・レビューを EPA の「科学諮問委員会」(Science Advisory Board: SAB) にもとめた。

その後も EPA の調査は続けられたが、1998 年 9 月にシンテック社が立地地点の変更を発表したために、この事例にたいする EPA の最終的な決定は下されていない。

なお、2001 年 7 月までに、全米から 121 件の「公民権法第 6 編に基づく行政不服申立て」が提出されている<sup>xiv</sup>。しかし、実際に行政不服申立ての申請が受理され審査中であるのは 121 件のうち、21 件のみである。ま

た申立て申請が受理されずに棄却とされた件数は、49 件にのぼった<sup>xv</sup>。申請書の受理/棄却をめぐって審査中のものが 45 件あった。

## 4. 強まる反発と失速する EPA

### 4-1. 暫定ガイダンスの発表と反響

EPA 公民権課は、上記で述べたシンテック社の進出事例に関する集中的な調査と平行して、多数提出されていた「公民権法」第 6 編に対する行政不服申立てを、どのような枠組みのなかで処理するかという点についても検討を進めていた。ようやく 1998 年 2 月 5 日に、このような申立てにたいして一貫性をもって対応するために、「許認可差し止めを求める第 6 編に基づく行政不服申し立て審査に関する暫定ガイダンス」(Interim Guidance for Investigating Title VI Administrative Complaints Challenging Permits) (以後、「暫定ガイダンス」と表記) が発表された。ここには、EPA 公民権課がどのように「公民権法第 6 編行政不服申立て」を処理するかという手続き論と、差別的意図はなくても結果的に生じる環境面での「差別的効果」(disparate impact) をいかに分析するかという統計的分析に関する指針が示されていた。

この「暫定ガイダンス」にたいしては、環境正義運動からは一定の評価が得られたものの<sup>xvi</sup>、EPA には各方面から強い批判と反発の声が寄せられた。この時期、先に述べたルイジアナ州のテストケースについても調査が進んでおり、環境正義を理由とする EPA の

xiv EPA のホーム・ページ上の ”Status Summary Table of EPA Title VI Administrative Complaints (07/02/01)” <http://www.epa.gov/civilright/docs/t6stjul2001.pdf> と ”Title VI Complaints Filed with EPA” <http://www.epa.gov/civilrights/docs/t6csjul2001.pdf> を参照。ダウンロードは、ともに 2001 年 7 月 20 日。

xv 申請受理が却下された 49 件について、却下の理由としては、EPA からの財政補助を受けていない機関に対しての異議申立て (19 件)、証拠が不十分 (12 件)、申し立て期間を過ぎての申立て (10 件) などが挙げられている。

許認可審査への介入が現実味を増していたために、「暫定ガイダンス」には多くの注目が集まった。と同時に、EPAが進める環境正義政策への不満が、「暫定ガイダンス」への反発という形で噴出する結果となった。

まず、各州の環境担当部署の集まりである「州環境協議会」(Environmental Council of the States)は、1998年2月にだされた「暫定ガイダンス」の破棄をもとめる決議を翌月に採択し、強い反発を示した<sup>xvi</sup>。この政策実施にあたっては、実質的にもっとも負担増となるのは各州の環境部局である。各州は、EPAが打ち出した政策は州の許認可プロセスに「凍りつくような影響」を与えるだろうと批判した。加えて、ガイドライン策定過程においてEPAが各州へ相談をせず、EPA内部だけで暫定ガイダンスを策定したことも、EPAにたいする反感を強める結果となった。

「暫定ガイダンス」発表から5ヶ月経た1998年7月に、デトロイトのデニス・アーチャー市長(Dennis Archer 民主党)が、「全米市長会議」を主催した。この会議には、EPA長官のブラウナー氏を始め、EPA幹部が揃って参加を要請された。ミシガン州の代表は、州内の人種のマイノリティ居住地区を赤い点でプロットした真っ赤になった地図を示し、「この部分では経済発展がみこめないとしたら、州の発展はおわりだ」と主張した。「全米市長会議」はEPAに環境正義の暫定ガイダンスの適用を一時停止させることを求める決議を採択した<sup>xvii</sup>。

また、連邦議会レベルでもEPAに圧力がかけられた。1998年8月には、EPA公民権課課長のアン・グード氏(Ann Goode)が、下院エネルギー商工委員会の小委員会に召喚され、議長(当時)であったミシガン州出身の有力下院議員ジョン・ディングル氏(Rep. John Dingell)から厳しい追及を受けた<sup>xix</sup>。

その後、実際にEPA公民権課の活動の一切をとめようとする動きがとられた。当初盛り込まれようとしたのは、EPA公民権課に予算をつけず、職務全般の遂行をほぼ不可能にするような補足条項(rider)であった。最終的には、1999-2000年会計年度において、EPA公民権課が提案した「暫定ガイダンス」を実際の事例に活用することを禁じ、また公民権課が「公民権法」第6編に基づく行政不服申立てを審査することを禁じる補足条項が加わった<sup>xx</sup>。この補足条項を提案したのは、第107会議会で歳出委員会(Appropriation)の小委員会の議長をつとめたミシガン州出身の議員(Joe Knollenberg氏、共和党)で、その構想段階では先のディングル議員の関与もあった<sup>xxi</sup>。

この決定によって、EPAがようやく策定した「暫定ガイダンス」は事実上、無効となり、同時に「公民権法第6編に基づく行政不服申立て」に関する審査を前に進めることも不可能となった。

#### 4-2. 暫定ガイダンスの後退

1998年2月に「暫定ガイダンス」を発表

xvi サンフランシスコに拠点がある、Center on Race, Poverty, & the Environment, California Rural Legal Assistance FoundationのLuke Cole氏が、環境正義の支援団体および住民団体にあてた文書より(1998年4月13日付け)。

xvii *Inside EPA*, "State Officials Blast New EPA Interim Environmental Justice Guidance," February 13, 1998.

xviii *The Washington Times*, "Green Light to Urban Blight," pg.12 (July 27, 1998, Monday)

xix テュレーン大学でのEPA公民権課課長アン・グード氏のスピーチより(2000年3月18日)。

xx 連邦議会の歳出委員会(Appropriation Committee)がこの決定を下したのは1998年10月21日である。

xxi *Detroit News*, 1998, "The Mayor Knows Best" Wednesday, June 24, 1998.

した後、ほぼ八方塞の状態に陥ってしまった EPA 公民権課は、2000 年 6 月に「暫定ガイダンス」の改訂版となる「第 6 編に基づく行政不服申し立て審査に関する改訂ガイダンス（案）」(Draft Revised Guidance for Investigating Title VI Administrative Complaints Challenging Permits、以後、改訂ガイダンス（案）と表記）を発表した<sup>xxii</sup>。この「改訂ガイダンス（案）」は、さきの「暫定ガイダンス」にたいして各州、自治体、産業界、環境団体、住民組織などから寄せられた意見を参考にして修正されたもので、予想されていた通り環境正義運動にとっては重大な後退となった。一方、産業界や州政府からは、「暫定ガイダンス」の発表時に比べると、それほど厳しい対応も見られず、「改訂ガイダンス（案）」に対しては一応の評価を示した。これ以降、目立った動きはみられないまま、クリントン大統領はブッシュ Jr. 氏へ政権の座を渡すこととなった。

#### 4-3. ブッシュ政権下での環境正義政策

ブッシュ政権期（2001-2009）に入り、環境行政全般の停滞と後退は枚挙にいとまがないが（Pope, 2006）、環境正義関連も例外ではなかった。これは、クリントン政権下、EPA 公民権課長として活躍した、アン・グード氏がこの部署を去ったこととも関係しようが、むしろブッシュ政権全体の環境正義に対する冷淡な対応を反映していると見てよいだろう。ニュージャージー州知事から EPA 長官に就任したホイットマン氏は、就任直後から「人種的マイノリティや低所得者も含めてすべての人の環境保護を達成することが環境正義」であると発言し、救済すべき対象としての人種的マイノリティや低所得者層への強

調を弱めようとしていた。これは、「環境正義に関する大統領令」で意図されたことと異なり、これまでの環境正義についての解釈をおおきく捻じ曲げようとする企図が込められていた。そして、ブッシュ大統領が就任して 1 年も満たない 2001 年 10 月には、EPA 公民権課が「公民権法第 6 編行政不服申し立て」に関する調査方針の策定を断念することを検討していることが公表された<sup>xxiii</sup>。

このような状況に対し、EPA 監察総監室（Office of Inspector General）からは、2004 年と 2006 年の 2 回にわたり「分配的公正」を環境政策のなかにどう位置づけるのか早急に策定するよう批判する報告書が提出されている。

#### 4-4. Sandoval 裁判—司法における「公民権法」第 6 編の扱い

2001 年、環境正義運動の関係者に衝撃が走った。最高裁判所が、Alexander v. Sandoval の係争において、「公民権法」（1964）第 6 編のもとでは、人種差別を訴える権利は私人には付与されていないとの判断を下したからである。これは、ヒスパニック系の住民がアラバマ州を被告として、英語のみでの運転免許試験の実施は、結果的にヒスパニック系住民にとって「差別的効果」を生じさせていると訴えたものだった。この判決において、「公民権法」第 6 編のもと、私人は「意図的差別」については人種差別を訴える権利を有するが、「差別的効果」に関する提訴資格は私人には与えられていないとする解釈が示された。「意図的差別」の立証などほぼ不可能である環境正義運動にとって、今後、司法の場における「公民権法」第 6 編を活用した戦略をとる道は閉ざされたも同然であった

xxii EPA 公民権課のホーム・ページ <http://www.epa.gov/civilrights/polguid.htm> を参照。

xxiii “EPA Considers Dropping Controversial Environmental Justice Policy”, 22 *Inside EPA Weekly Report* 9, October 19, 2001.

(Galalis, 2004)。

公民権運動においては、司法が幾つもの突破口を開いてきたが、現時点では環境正義運動にとって司法の役割に大きな期待を寄せることはできない。司法において、市民が行政の対応をめぐる「公民権法第6編」を活用できない現在、より一層、行政手続きによる是正の道が開かれることが重要となっている。

## 5. 考察—環境政策における分配的公正

### 5-1. 「公民権法」導入の意義と評価

クリントン政権下、「大統領令」の発令という形で、一時は大統領自身がリーダーシップをみせるが、その後は行政機関であるEPAが中心となって環境正義についての政策立案を進めていった。だが、そのEPAがほぼ四面楚歌の状態に追い込まれても、クリントン大統領あるいはゴア副大統領が積極的な動きに出ることはなかった。

「公民権法」第6編を環境政策に適用するための「テストケース」とされたのは南部の農村地帯であったが、経済開発の推進主体にとって、EPAが推し進めた環境正義政策が実現した際に想定される、インナーシティなど都市部の人種的マイノリティが集中する地区での経済活動へおよぼす影響はまさに脅威であった。産業立地に大きな影響をもたらす政策提案でありながら、立法を伴わずに導入しようとした点では、ホワイトハウスからの強力なバックアップもない状況では、やはりハードルは高かったと言わざるを得ない。EPA 公民権課にたいしては、結局、「テストケース」に対して最終判断を下していないなど、環境正義運動からの批判の声も聞かれる。しかし、環境正義という理念の実現に向けて挑戦し続けたEPA 公民権課の動きは、一定程度の評価に値すると言えるだろう。

「公民権法」の環境政策への適用は、現時

点では実質的に「放置」されている状態であるが、この間のEPAの新しい取り組みは幾つかの重要な意義を有している。

まず、環境政策全般にたいしてもつ意義としては、EPA 公民権課でこの問題に携わったMattheisenが強調するように、EPAはこれまで、それぞれの環境汚染レベルを許容値まで逡減することによって、ひとびとの健康や環境を保護しているという立場を長年とってきた。しかし、今回の「暫定ガイダンス」が示唆するのは、従来の環境規制では特定の人々の健康や環境を十分に守ることができないことをEPAが認めたということであり、さらに、環境規制が遵守された状態においても、多様な汚染物質の排出により、それらが累積的な影響を及ぼし、特定の環境影響がパターン化されることによって、その被害が人種的マイノリティ・コミュニティや低所得者層に、不平等な形で表れていることを認めた証でもあった(Mattheisen, 1999)。

上記の暫定ガイダンスおよび改訂ガイダンス案で重要なのは、「結果としての差別」(差別的効果)を禁じている点である。行政不服申立てをおこなう住民は、施設の立地主体などの「差別する意図」を告発する必要はなく、結果として発生した、あるいは発生すると想定される差別的状況について明らかにすればよい。これまでのように当該施設を審査の対象とする許認可審査のみでは、認可が下りる場合においても、周辺の環境状況および人種的マイノリティの割合を審査の対象として加えることで、施設の立地阻止を実現できる可能性がでてきた点では、環境悪化に長年苦しんできた人種的マイノリティ・コミュニティの環境改善に貢献する重要な政策となる可能性がある。

### 5-2. 分配的公正をめぐる政策的課題と限界

この新しく開発されつつある環境政策を考える上では、その課題と限界についても理解

しておく必要がある。

環境正義政策が根拠としている公民権法は、1960年代から1970年代に制度的に整えられた「積極的差別是正措置」いわゆるアフーマティブ・アクションを生み出した。アメリカの根幹ともいえる「平等主義」の伝統が実際の政策に反映されたわけであるが、環境にかかわる公民権政策は、従来の公民権政策とは根本的に異なる側面があり、そのために政策の実施を難しくしていることは否めない。

まず、教育や雇用にかんする「積極的差別是正措置」では、「集団間の平等」が追求された。従来の公民権政策では、救済対象が人種的マイノリティという人種的「集団」ではあっても、その救済の便益をうけるのはあくまでも「個人」であった。しかし、今回は、政策によって便益をうける単位は「個人」と「集団」と「コミュニティ」となる。そして人種的「集団」と「コミュニティ」とは、完全には一致しないため「コミュニティ」内の人種的マイノリティの割合が問題とされる。アフリカ系コミュニティをどのように定義するのか、不平等な環境リスクとはどのレベルにおいて定義されるのか、現時点においてEPAはまだ明確な定義を示していない。

加えて、環境面での「平等」はどの程度まで達成すべきか、またはどの程度をもって「不平等」と言うのか、という点について議論されていない。これらの点については環境正義運動からもほとんど聞かれない。

また、従来の公民権政策で「集団間の平等」と相克したのは「個人間の平等」であった(阿部, 1986)。しかし環境正義の場合には、「集団間の平等」とコンフリクトを起こすのは主に「自由経済」である。企業が産業施設の立地を選定する場合、地理的条件、産業クラスター、労働力、自治体からの税優遇策などさまざまな要因を考慮に入れたうえで最終決定される。しかし、環境正義運動の存在は、経

済的にもっとも合理的であると判断された立地点が、人種的マイノリティ地域あるいはその近辺であることは珍しくない。先の連邦議員や産業界などの反発には、議会を無視して環境正義政策を進めていることに対する反発も含まれるが、それ以上に、この政策が実施された際に産業界が被る損益や不自由が少なくないことを示している。

一般的な公民権政策と異なる要素はほかにもある。それは、この問題に関して人種的マイノリティ内の合意形成が容易ではない点である。たとえば、1998年に「暫定ガイダンス」が発表された後、産業界からもこれに反対する動きがあったことは既に紹介したが、全米黒人商工会議所(National Black Chamber)代表のハリー・アルフォード氏(Harry Alford)は、全米商工会議所のEPAのこのガイダンス破棄をもとめる主張に賛同した。また、シンテック社のルイジアナ進出時にも、ルイジアナ州と地元の公民権団体(NAACP)は進出計画を支援する側に回っている。近年、よく指摘されるとおり人種的マイノリティ内部での階層化が進んでおり、経済開発側に身を置くアフリカ系アメリカ人やヒスパニック系、アジア系などの人々も少なくない。「公民権法」が救済対象としている人々から異論がでる場合、環境正義政策の「正当性」が問われることは必至である。アフリカ系有力者による「暫定ガイダンス」に対する否定的意見は、EPAの政策推進の勢いを削ぐ一因になったと思われる。

環境正義政策をめぐる「正当性」の問題は、人種的マイノリティと同様な環境汚染が進んだ白人コミュニティからも提起される可能性はある。とくに、環境正義の観点から進出計画の変更を余儀なくされた企業が、次の予定地として白人コミュニティ周辺の立地を考えることは想像に難くない。実際に、シンテック社がルイジアナ州セント・ジェームス郡への進出を断念し、予定地を変更した際、工場

予定地に一番近いのは白人コミュニティであった。ある地域の「環境正義」が、別の地域における環境負荷を生み出したのはこの一例だけではない。環境正義政策の進展によって、声を上げることができない政治的弱者が多い地域への汚染型施設や迷惑施設の立地が、さらに加速する懸念もある。これは、工場の立地や施設拡張時に許認可申請への介入によって、分配的公正を目指そうとする環境正義政策が抱える矛盾でもある。

EPA 公民権課が発表した「暫定ガイダンス」は、繰り返しになるが「公民権法第 6 編行政不服申立て」をいかに行政が処理していくかという指針である。住民から行政不服申立てがあった場合にのみ、この環境正義政策の範疇に入ってくる。独自の歴史的背景や経済構造のため、アメリカ先住民族が核廃棄物の処分場を居留地に積極的に誘致しようとする場合（石山，2004）、これは自ら環境リスクに接近しているのであり、本稿で取り上げた分配的公正を目指す政策と接点を見出すことは難しい。しかし、価値規範として分配的公正をみる場合には、施設からの距離や人種的マイノリティの割合、汚染の進行度合いなどの指標だけでは不十分であり、石山が描いたような歴史的社会的過程を視野に入れる必要があるだろう。

## さいごに

本稿では、1990 年代よりみられた環境政策に分配的公正という観点を組み込もうとする動きについて、クリントン政権期を中心に考察した。その過程においては、これまで産業施設や汚染物質を中心とした規制がとられてきた環境政策において、地域の環境の状態をより総合的に把握する方法が模索され、人種的マイノリティという社会的弱者が置かれた環境の改善が図られようとした。とくに従

来の環境規制では特定の人々の健康や環境を十分に守ることができないことを EPA が認めた点は重要であった。すなわち環境規制が遵守された状態においても、多様な汚染源からの排出により、それらが累積的な影響を及ぼし、特定の環境影響がパターン化されることを問題視し、それを許認可審査に新たな分配的公正という観点を追加することでその是正が目指された。結果的に、産業界や州・自治体からの反発がつよく、産業施設の許認可審査に公民権という視点を公式に組み込むには至らなかったが、環境政策の地平線を大きく広げる可能性を示した点では評価しうると考える。

他方、今後、分配的公正としての環境正義が、実際に基幹政策に組み込まれるためには、多くのハードルがあることも指摘した。とくに公民権運動や経済界側に身を置く人種的マイノリティからの反論は、環境正義運動の正当性にもかかわる重大な点である。また環境の分野以外でも、アメリカ社会に定着してきたアフーマティブ・アクションに対する近年の批判の増加をみると（中村，2005）、本稿で論じた環境正義政策の導入もそう容易ではないと想像できる。

現状としては、従来の環境規制では特定の人々の健康や環境を十分に保護できないことが明白となりながらも、放置されている状況である。オバマ新政権の誕生により、今後の政策の進展が注目されるところである。

## 〈参考文献〉

- 阿部 齊，1986 「エスニシティと平等主義—肯定的行動をめぐって」『アメリカ研究』20: 15-28.
- Agyeman, Julian, 2002, "Constructing Environmental (in) Justice: Transatlantic Tales," *Environmental Politics*, Vol.11: 31-53.
- Brown, Phil, and Edwin J. Mikkelsen, 1990, *No Safe Place: Toxic Waste, Leukemia, and Community*

- Action*, Univ. of California Press.
- Bullard, Robert D., [1990]1994, *Dumping in Dixie: Race, Class, and Environmental Quality*, Boulder: Westview Press.
- Daniels, Glynis, and Samantha Friedman, 1999, "Spatial Inequality and the Distribution of Industrial Toxic Release: Evidence from the 1990 TRI," *Social Science Quarterly*, Vol.80, No.2: 244-262.
- Dobson, Andrew, 1999, *Justice and the Environment: Conceptions of Environmental Sustainability and Theories of Distributive Justice*, Oxford University Press.
- Galalis, David, 2004, "Environmental Justice and Title VI in the Wake of Alexander v. Sandoval: Disparate-Impact Regulations Still Valid under Chevron," *Boston College Environmental Affairs Law Review*, Vol.31, 2004.
- Gaylord, Clarice, and Elizabeth Bell, 2001, "Environmental Justice: A National Policy," In Laura Westra and Bill E. Lawson, eds., *Faces of Environmental Racism: Confronting Issues of Global Justice (2<sup>nd</sup> edition)*, Rowman and Littlefield Publishers, Inc.
- 長谷川公一, 1993「環境問題と社会運動」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣.
- 原口弥生, 1997「マイノリティによる『環境正義』運動の生成と発展」『社会学論考』第18号: 107-131.
- 原口弥生, 1999「環境正義運動における住民参加政策の可能性と限界—米国ルイジアナにおける反公害運動の事例—」『環境社会学研究』第5号: 91-103.
- 原口弥生, 2003『環境正義をめぐる政治過程と地域社会—アメリカ南部を事例として』(博士論文) 東京都立大学提出.
- 池田寛二, 2005「環境社会学における正義論の基本問題—環境正義の4類型」『環境社会学研究』第11号: 5-21.
- 石山徳子, 2004『米国先住民と核廃棄物—環境正義をめぐる闘争』明石書店.
- 加藤一誠, 2006「アメリカの地域間不均衡と交通政策」秋元英一・小塩和人編『シリーズ・アメリカ研究の越境 第3巻 豊かさと環境』ミネルヴァ書房.
- 具度完, 1996=2001『韓国環境運動の社会学—正義に基づく持続可能な社会のために』(石坂浩一・福島みのり訳), 法政大学出版局.
- Mattheisen, Michael D., 1999, "The U.S. Environmental Protection Agency's New Environmental Civil Rights Policy," *Virginia Environmental Law Journal*, 18: 183.
- 中村雅子, 2005「教育と『人種』」川島正樹編『アメリカニズムと『人種』』名古屋大学出版会.
- Pope, Carl, and Paul Rauber, 2006, *Strategic Ignorance: Why the Bush Administration Is Recklessly Destroying a Century of Environmental Progress*, Sierra Club Books.
- Ringquist, Evan J., 2000, "Environmental Justice: Normative Concerns and Empirical Evidence," In Norman Vig and Michael E. Kraft eds., *Environmental Policy: New Directions for the Twenty-First Century (Fourth Edition)*, CQ Press: 232-256.
- Szasz, Andrew, 1994, *EcoPopulism: Toxic Waste and the Movement for Environmental Justice*. University of Minnesota Press.
- Szasz, Andrew., and Michael Meuser, 1997, "Environmental Inequalities: Literature Review and Proposals for New Directions in Research and Theory," *Current Sociology*, Vol.45(3):99-120.
- Tyler, Tom R., Robert J. Boeckmann, Heather J. Smith, and Yuen J. Huo, 1997, *Social Justice in a Diverse Society*, Westview Press. (=2000, 大淵憲一, 菅原都夫監訳『多元社会における正義と公正』ブレイン出版.)
- United Church of Christ Commission for Racial Justice, 1987, *Toxic Wastes and Race in the United States, A National Report on the Racial and Socio-Economic Characteristics of Communities with Hazardous Waste Sites*. New York: United Church of Christ.
- U.S. General Accounting Office, 1983, *Siting of Hazardous Waste Landfills And Their Correlation With The Racial And Socio-Economic Status of Surrounding Communities*, Washington D.C.: GAO/RCED-83-168, June 1983.
- Vig, Norman J. and Michael E.Kraft, eds., 2000, *Environmental Policy: New Directions for the Twenty-First Century (Fourth Edition)*, CQ Press.

